第107期定時株主総会招集ご通知添付書類

第 107 期 報 告 書

自2015年 4 月 1 日　　至2016年 3 月31日

第107期定時株主総会の決議内容につきましては、株主総会終了後、当社ウェブサイト（http://www.shibaura.co.jp/）に掲載致しますので、予めご承知くださいますようお願い申しあげます。

芝浦メカトロニクス株式会社

事　業　報　告

（自　2015年４月１日
至　2016年３月31日）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループの事業環境は、海外では中国経済の減速や欧州や中東の地政学的リスクの高まり等があり、国内では、2016年初からは急速に円高や株安が進む等の懸念が強まり、総じて先行き不透明な状況が続きました。

こうしたリスクはあるものの、当社グループでは、フラットパネルディスプレイ製造装置の受注、売上は堅調に推移致しました。半導体製造装置の受注、売上は、後工程向けは増加、前工程向けは上半期低調だったものの年明けから回復致しました。全体として、受注は前年並み、売上は増加となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、連結売上高は45,549百万円（前年同期比4.0％増）となりました。連結営業利益は、売上の増加に加え、海外グループ会社の収益が改善したこと等により1,291百万円（前年同期比26.4％増）、連結経常利益は、前年同期と比較して営業外収益である為替差益の発生が減少したため1,173百万円（前年同期比3.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は743百万円（前年同期比6.6％増）となりました。

また、当期の期末配当金につきましては、１株につき４円とさせていただきました。なお、中間期において、中間配当金は無配としておりますので、当期の年間配当金は１株につき４円となります。

■連結業績の推移

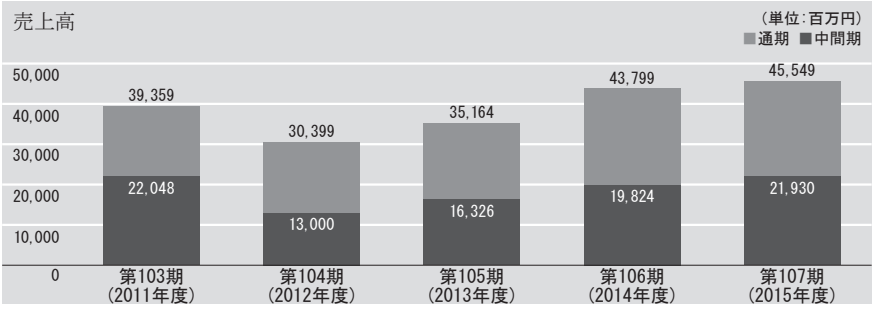
売上高
（単位：百万円）
■通期 ■中間期
50,000
40,000
30,000
20,000
10,000
0
39,359
22,048
30,399
13,000
35,164
16,326
43,799
19,824
45,549
21,930
第103期（2011年度）
第104期（2012年度）
第105期（2013年度）
第106期（2014年度）
第107期（2015年度）

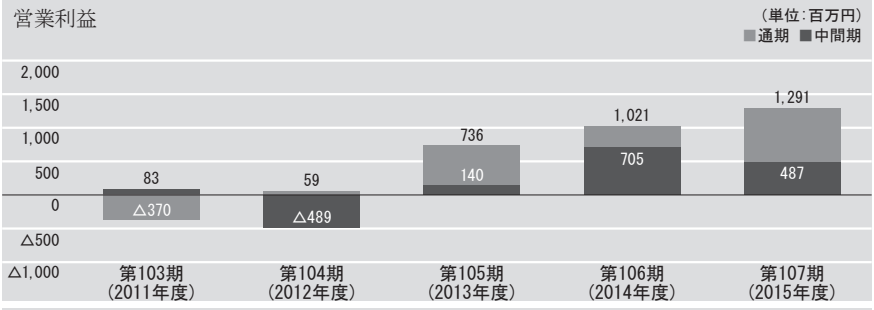
営業利益
（単位：百万円）
■通期 ■中間期
2,000
1,500
1,000
500
0
△500
△1,000
83
△370
59
△489
736
140
1,021
705
1,291
487
第103期（2011年度）
第104期（2012年度）
第105期（2013年度）
第106期（2014年度）
第107期（2015年度）

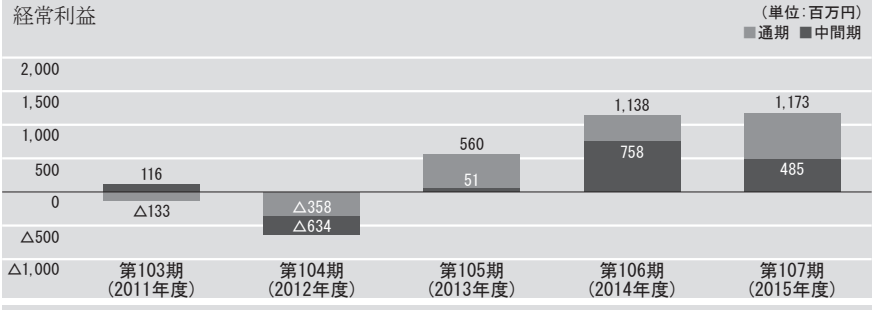
経常利益
（単位：百万円）
■通期 ■中間期
2,000
1,500
1,000
500
0
△500
△1,000
116
△133
△358
△634
560
51
1,138
758
1,173
485
第103期（2011年度）
第104期（2012年度）
第105期（2013年度）
第106期（2014年度）
第107期（2015年度）

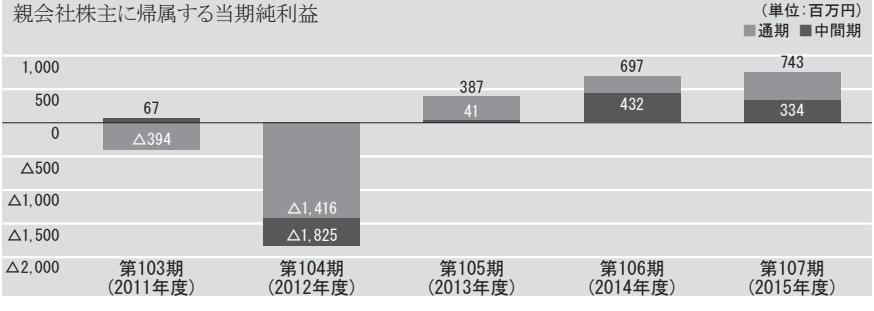
親会社株主に帰属する当期純利益
（単位：百万円）
■通期 ■中間期
1,000
500
0
△500
△1,000
△1,500
△2,000
67
△394
△1,416
△1,825
387
41
697
432
743
334
第103期（2011年度）
第104期（2012年度）
第105期（2013年度）
第106期（2014年度）
第107期（2015年度）

部門別売上高は、次のとおりであります。

ファインメカトロニクス部門

フラットパネルディスプレイ前工程では、受注は、中小型パネル向け装置で増加、大型パネル向け装置でも増加し、全体として増加致しました。売上は、中小型パネル向け装置で増加し、大型パネル向け装置で減少したものの、全体として増加致しました。

半導体前工程では、半導体ウェット装置で下期から受注が回復したものの受注、売上ともに減少し、半導体マスク関連装置で受注、売上ともに増加致しました。

この結果、当部門の連結売上高は26,536百万円（前年同期比14.7%増）となりました。



ウェットプロセス装置

メカトロニクスシステム部門

フラットパネルディスプレイ後工程向け装置は、受注、売上ともに減少致しました。

半導体後工程向け装置は、モバイル機器用半導体の需要増を受け、受注、売上ともに増加致しました。

また、太陽電池用製造装置の大型受注がありました。

真空応用装置は、受注、売上ともに減少致しました。

この結果、当部門の連結売上高は15,335百万円（前年同期比9.3%減）となりました。



アウターリード
ボンディング装置

流通機器システム部門

券売機を中心に売上が減少し、当部門の連結売上高は1,645百万円（前年同期比7.9%減）となりました。

不動産賃貸部門

不動産賃貸収入は計画どおり推移し、当部門の連結売上高は2,032百万円（前年同期比同等）となりました。

■部門別の連結売上高

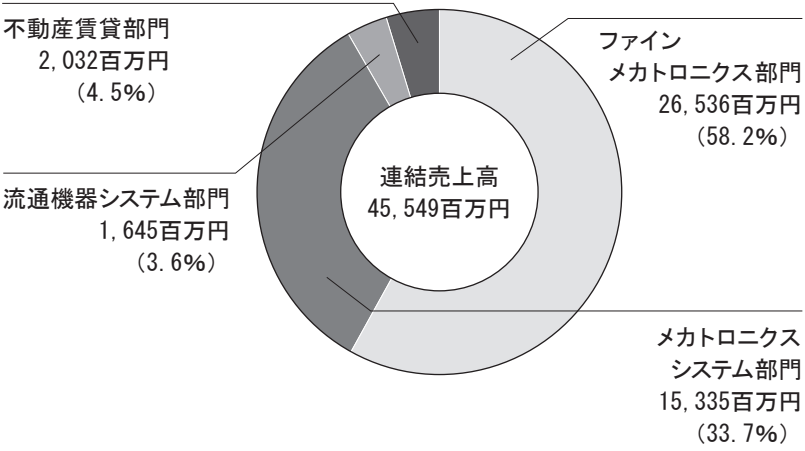

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施致しました設備投資の総額は1,536百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

フォトマスクエッチング装置、枚葉式リン酸エッチング装置

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

インクジェット評価設備

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

特記すべき固定資産の売却、撤去または滅失は行っておりません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

2016年度の事業環境につきましては、海外では引き続き中国経済の成長減速等のリスクがあり、国内でも景気の不透明感が強まりつつありますが、フラットパネルディスプレイ業界や半導体業界での新規設備投資は継続すると考えております。

フラットパネルディスプレイ業界では、特にＯＬＥＤ（有機ＥＬ）向け設備投資が活発となってきており、当社はフラットパネルディスプレイ製造装置で培ったコア技術をベースにＯＬＥＤ向け製造装置を開発し、受注に取り組んでまいります。半導体業界では、ファウンドリやメモリメーカにおける先端分野への投資は堅調と予想され、当社は技術革新により同分野での受注拡大を図ってまいります。また、拡大するＩｏＴ（Internet of Things：モノのインターネット）市場での受注に取り組んでまいります。

当社グループは、成長分野を中心に受注に注力し、事業の成長に向けて取り組んでまいります。また、引き続き経営体質の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 104 期 2012年度	第 105 期 2013年度	第 106 期 2014年度	第 107 期 (当連結会計年度) 2015年度
受　注　高（百万円）	41,271	39,963	45,300	45,077
売　上　高（百万円）	30,399	35,164	43,799	45,549
営 業 利 益（百万円）	59	736	1,021	1,291
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	△　358	560	1,138	1,173
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)（百万円）	△1,416	387	697	743
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	△28円66銭	7円83銭	14円11銭	15円 4銭
総　資　産（百万円）	50,767	47,601	54,720	56,253
純　資　産（百万円）	15,696	15,063	16,057	15,675
１株当たり純資産	317円68銭	304円87銭	325円 1銭	317円29銭

（注）「１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失」及び「１株当たり純資産」の算出に当たっては自己株式を控除した株数によっております。

(6) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当　社　の 持 株 比 率	主要な事業内容
芝浦エレテック株式会社	100百万円	100%	フラットパネルディスプレイ・半導体製造装置等の保守、サービス
芝浦自販機株式会社	300百万円	100%	各種自動販売機・自動券売機等の製造、販売
芝浦プレシジョン株式会社	100百万円	100%	機械部品の加工、組立等
芝浦エンジニアリング株式会社	20百万円	100%	各種製造装置の設計請負及び不動産、施設等の管理
芝浦ハイテック株式会社	30百万円	100%	不動産、施設等の管理
台湾芝浦先進科技股份有限公司	10百万台湾元	100%	各種製造装置の販売、保守、サービス
韓国芝浦メカトロニクス株式会社	13億ウォン	100%	各種製造装置の販売、保守、サービス
芝浦機電（上海）有限公司	40万USドル	100%	各種製造装置の販売、保守、サービス

当社の連結子会社は８社であり、いずれも上記に記載のとおりであります。

当連結会計年度の連結業績につきましては、「1.　企業集団の現況に関する事項（5）財産及び損益の状況の推移」に記載のとおり、連結売上高は45,549百万円となり、前期に比べ1,750百万円の増収となりました。また、連結経常利益は1,173百万円となり、前期に比べ34百万円の増益となりました。

(7) 主要な事業内容（2016年３月31日現在）

当社グループは、主な事業として、次に掲げる製品の製造、販売ならびにそれらに付帯する事業を行っております。

区　　分	主　要　製　品　名
ファインメカトロニクス	フラットパネルディスプレイ製造装置（洗浄装置、剥離装置、エッチング装置、現像装置、配向膜インクジェット塗布装置、セル組立装置）、半導体製造装置（洗浄装置、エッチング装置、アッシング装置、半導体検査装置）、レーザ応用装置、マイクロ波応用装置、鉄道線路保守用機器、真空ポンプ等
メカトロニクスシステム	フラットパネルディスプレイ製造装置（アウターリードボンディング装置）、半導体製造装置（ダイボンディング装置、インナーリードボンディング装置、フリップチップボンディング装置）、真空応用装置（スパッタリング装置、真空貼り合せ装置、産業用真空蒸着装置）、二次電池製造装置、太陽電池製造装置、精密部品製造装置、その他自動化機器等
流通機器システム	自動販売機、自動券売機等
不　動　産　賃　貸	不動産賃貸及び管理業務等

(8) 主要な営業所及び工場（2016年３月31日現在）

当社営業所	本　　社	神奈川県横浜市
当社事業所	横浜事業所	横　浜　市
	さがみ野事業所	海　老　名　市
芝浦エレテック株式会社	本　　社	横　浜　市
芝浦自販機株式会社	本　　社	小　浜　市
芝浦プレシジョン株式会社	本　　社	横　浜　市
芝浦エンジニアリング株式会社	本　　社	横　浜　市
芝浦ハイテック株式会社	本　　社	小　浜　市
台湾芝浦先進科技股份有限公司	本　　社	新　竹　市
韓国芝浦メカトロニクス株式会社	本　　社	平　澤　市
芝浦機電（上海）有限公司	本　　社	上　海　市

(9) 従業員の状況（2016年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,177名	3名増

（注） 従業員数は就業人員であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
666名	10名減	43.0歳	18.6年

（注） 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先（2016年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社　三井住友銀行	3,800
株式会社　横浜銀行	3,550
株式会社　りそな銀行	2,000
株式会社　三菱東京ＵＦＪ銀行	1,190

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

(12) 事業の譲渡、合併等企業再編行為

該当する事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項（2016年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　100,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　51,926,194株　（自己株式2,522,893株を含む。）

(3) 株主総数　　6,032名　（前期末比377名減）

■所有者別株式分布状況

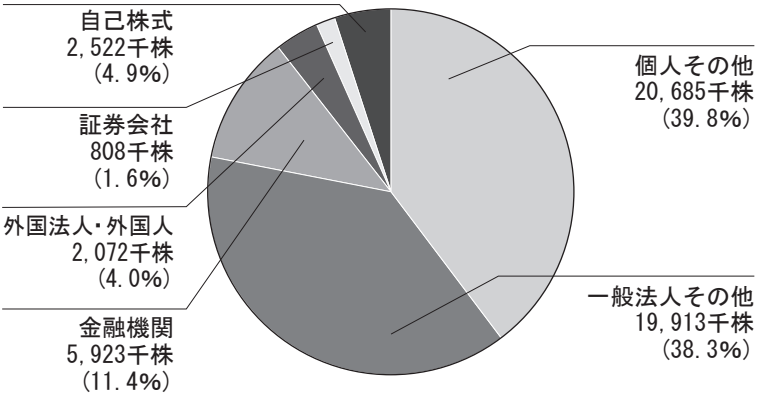

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社東芝	18,977	38.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,823	3.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,213	2.45
芝浦メカトロニクス従業員持株会	514	1.04
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	392	0.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）	383	0.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口６）	363	0.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口２）	355	0.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	334	0.67
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	334	0.67

（注）1.　当社は自己株式を2,522,893株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.　持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

該当する事項はございません。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の状況

該当する事項はございません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	藤田茂樹	
常務取締役	藤野真人	ファインメカトロニクス事業部長 芝浦エレテック株式会社　代表取締役社長
常務取締役	道嶋　仁	経営管理本部長兼営業統括部長兼横浜事業所長 兼さがみ野事業所長 芝浦エンジニアリング株式会社　代表取締役社長 芝浦ハイテック株式会社　代表取締役社長
常務取締役	小川佳次	メカトロニクスシステム事業部長
取締役	原　暁	技術本部長兼品質保証部長
取締役	野澤　隆	メカトロニクスシステム事業部副事業部長 兼メカトロニクスシステム装置統括部長
取締役	今村圭吾	生産・調達本部長兼ファインメカトロニクス事業部ファインメカトロニクス装置統括部長
取締役	新藤久司	メカトロニクスシステム事業部副事業部長 兼ファインメカトロニクス事業部副事業部長
取締役	荒井隆史	ファインメカトロニクス事業部副事業部長
取締役	吉田千之輔	
取締役	井奈波朋子	
常勤監査役	関屋禎三	
監査役	内田和政	
監査役	石川信清	

（注）1. 取締役　荒井隆史、同　吉田千之輔、同　井奈波朋子、監査役　石川信清の各氏は、2015年６月18日開催の第106期定時株主総会において新たに選任され、それぞれ就任致しました。
2. 監査役　吉田千之輔氏は、2015年６月18日開催の第106期定時株主総会終結の時をもって退任致しました。
3. 監査役　北村秀夫氏は、2015年７月29日付にて辞任致しました。これに伴い、当社では法令に定める監査役の員数を欠くことになったため、補欠監査役であった内田和政氏が同日付にて監査役に就任致しました。
4. 監査役　関屋禎三氏は、2016年４月17日に逝去致しました。これに伴い、当社では法令に定める監査役の員数を欠くことになったため、横浜地方裁判所へ仮監査役（監査役の職務を一時行う者）の選任の申立てを行い、2016年４月26日付にて同裁判所の決定により、大和康彦氏が仮監査役に選任され、就任致しました。
5. 取締役　吉田千之輔、同　井奈波朋子の両氏は、社外取締役であります。
6. 監査役　内田和政、同　石川信清の両氏は、社外監査役であります。
7. 取締役　吉田千之輔、同　井奈波朋子の両氏は、東京証券取引所規則に基づき同取引所に届け出ている独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役　吉田千之輔、同　井奈波朋子、監査役　内田和政、同　石川信清の各氏と当社とは、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当社に対する賠償額の限度は、法令で規定する額となります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役	144	117	—	27	—	11
うち社外取締役	5	5	—	—	—	2
監査役	22	21	—	1	—	5
うち社外監査役	5	5	—	—	—	4

（注）1. 上記賞与の額は、2016年６月23日開催の第107期定時株主総会において提案する役員賞与支給予定額です。
2. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（2015年度中に支給した賞与を含む。）64百万円を５名に支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

該当する事項はございません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はございません。

③当事業年度における主な活動状況

取締役　吉田千之輔氏	当事業年度中、取締役に就任後開催の取締役会12回の全てに出席し、いずれにおいてもこれまで培ってきた経験、知識等に基づく客観的な視点から、適時適切な発言を行っております。
取締役　井奈波朋子氏	当事業年度中、取締役に就任後開催の取締役会12回の全てに出席し、いずれにおいてもこれまで培ってきた経験、知識等に基づく客観的な視点から、適時適切な発言を行っております。
監査役　内田　和政氏	当事業年度中、監査役に就任後開催の取締役会９回の全てに出席し、また当事業年度中、監査役に就任後開催の監査役会９回の全てに出席し、いずれにおいてもこれまで培ってきた経験、知識等に基づく客観的な視点から、適時適切な発言を行っております。
監査役　石川　信清氏	当事業年度中、監査役に就任後開催の取締役会12回のうち８回に出席し、また当事業年度中、監査役に就任後開催の監査役会12回のうち８回に出席し、いずれにおいてもこれまで培ってきた経験、知識等に基づく客観的な視点から、適時適切な発言を行っております。

④①～③の内容に対する社外役員の意見

特記すべき事項はございません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はございません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の会計監査人としての報酬等の額	37,000千円
②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等の額について、当社の監査役会は、取締役、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠を確認し、審議した結果、適切であると判断し、同意しております。

2. 当社と新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分不能であるため、上記①の金額につきましてはこれらの合計額をそのまま記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち、台湾芝浦先進科技股份有限公司、韓国芝浦メカトロニクス株式会社、芝浦機電（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の会計監査人に、会社法、公認会計士法等に対する違反、抵触等が認められる場合等、その他当社が解任または不再任を必要とする場合、監査役会は監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的事項とするか、または、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。

監査役監査基準においては、会計監査人の再任の適否を判断するにあたって、取締役、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ、報告を受けて毎期検討し、その結果を踏まえ、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性等が適切であるか確認する旨を定めております。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が2015年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

3か月間（2016年1月1日から同年3月31日まで）の契約の新規の締結に関する業務の停止及び業務改善命令

③処分理由

・監査受託先企業の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を虚偽のないものとして証明した。

・当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6. 業務の適正を確保するための体制

[1] 当事業年度における体制の内容

当社は、「優れた技術・サービスを提供することで、人々の豊かな暮らしの実現に貢献します」との経営理念の下、当社グループにおける会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備、運用するとともに、適宜評価し改善に努めます。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①社会規範に沿った業務運営、企業倫理遵守を徹底するために「芝浦グループ行動基準」を定め、当社の取締役はこれを率先して実践するとともに、関係会社の取締役及び当社グループの従業員がこれを遵守するよう監督する。

②取締役会は、取締役会規則に従い運営され、原則として毎月開催し、当社グループにおける経営上の重要な事項を審議、決定するとともに、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けることで、取締役の職務執行を監督する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な書類（主要会議議事録、決裁書類、契約書、秘密文書及び当該電子記録媒体等）については、社内規程（文書保存規程、秘密情報管理基本規程等）により、適切に保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスクマネジメント規程に従い、当社グループにおけるリスクの平常時管理を行うとともに、緊急時の管理体制をあらかじめ定め、損害発生の未然防止ならびに損害発生時の被害極小化及び情報の適正開示を図る。

②経営監査部長は、監査の方針、計画等に関し監査役と連携し、当社グループの内部監査の実施、各部門及び各関係会社の自主監査を統括することにより、損害発生の未然防止を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社グループにおける経営上の重要な事項については、取締役会のほか、社長を含む役付取締役、及び経営企画、営業、技術、生産、経理、総務担当取締役をメンバーとする経営戦略会議を開催し、経営判断の迅速化と事業運営の効率化を図る。

②業務執行の審議、報告機関として予算、営業、生産、開発設計等に係る各種会議を原則として毎月開催する。

③取締役会を含め決裁権限規程に定める決裁機関にて決定された事項に関しては、組織規程、業務分掌規程、役職者責任権限規程等の定めに従い、各職務、職制において適切に業務執行を行う。

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社グループの全ての従業員が「芝浦グループ行動基準」を遵守するようＣＳＲ（Corporate Social Responsibility）委員会を設け、企業倫理及び法令遵守の浸透、徹底を組織的、体系的に推進する。

②法令違反等に関する情報を当社グループの従業員が匿名で相談、通報できる「リスク相談ホットライン」を設置し、問題の早期発見、解決を図る。また、必要により顧問弁護士への相談も活用する。

(6) 当社及び関係会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

①「芝浦グループ行動基準」の下、当社グループとして目指すべき方向性及び目標等を示し、これを達成できるよう当社グループ全体で取り組む。

②当社の経営監査部は、関係会社の経営監査を統括する。

③関係会社の経営執行を監督するため、当社経営幹部の中から関係会社に非常勤取締役を派遣する。

④経営管理（関係会社から当社への事前承認事項、報告事項）に関しては、国内関係会社運営規程及び海外関係会社運営規程の定めに従い、適切に運用する。

(7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役の職務を補助するため、経営監査部及び経営管理本部が支援する。

②監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合は、監査役と協議のうえ適切な部門から人選し、監査役附を置く。監査役附の処遇、評価に関する事項に関しては監査役と事前協議を行う。

③当社グループの取締役及び従業員は、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項及び重大な法令等に反する行為等に関し、遅滞なく監査役への報告を行う。

④監査役は、経営戦略会議等の重要な会議及び委員会に出席することができる。

⑤誠実且つ正当な目的で監査役への報告を行った当社グループの取締役及び従業員は、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを受けない。

⑥監査役の職務の執行について生じる費用の処理等は、毎年予算を設けるとともに、取締役及び従業員の職務の執行について生じる費用の処理等の方法に準じて行う。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役社長は、定期的に監査役との情報交換を行う。

②監査役は、定期的に会計監査人との情報交換を行う。

③経理担当部長は、定期的に監査役との情報交換を行う。

④経営監査部長は、監査役に対し内部監査の結果を報告する。

⑤経営監査部長の人事に関しては、監査役との事前協議を行う。

[2] 当事業年度における体制の運用状況の概要

(1) 取締役会その他重要な会議及び委員会

①取締役会を14回開催致しました。取締役会では、当社グループにおける経営上の重要事項について審議するとともに、各業務執行取締役が定期的に執行状況の報告を行いました。

②取締役会のほか、経営戦略会議を原則週１回開催し、当社グループにおける経営戦略及び業務執行に関する事項について審議致しました。また、ＣＳＲ委員会を１回、リスク・コンプライアンス委員会を２回、情報セキュリティ委員会を２回開催し、当事業年度におけるＣＳＲ、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティに関する活動の報告を行うとともに、活動方針について審議致しました。

(2) 監査役及び監査役会

①監査役会を15回開催致しました。監査役会では、監査の方針、監査計画、監査の方法等のほか、監査報告書の作成、株主総会提出の議案及び書類に関する調査結果等について審議するとともに、取締役会提出の議案について事前協議を行いました。

②常勤監査役は、取締役会、監査役会のほか、経営戦略会議、事業部戦略会議、関係会社戦略会議、ＣＳＲ委員会、リスク・コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会等の重要な会議及び委員会に出席致しました。

③監査役は、監査役会にて決定した監査の方針、監査計画、監査の方法等に従い、当社及び関係会社の監査を行いました。

④監査役は、代表取締役との対話会を２回、業務執行取締役との対話会を９回、会計監査人との連絡会を６回開催し、情報共有等の連携を図りました。内部監査部門である経営監査部とは適宜情報共有等の連携を図りました。

(3) 内部監査部門

内部監査部門である経営監査部は、あらかじめ定めた監査の方針、監査計画、監査の方法等に従い、当社及び関係会社の自主監査を指導し、その結果を踏まえ、内部監査を行いました。経営監査部長は、内部監査の都度、監査結果を監査役に報告致しました。

7. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社では、反社会的勢力による被害を防止するため、2007年４月１日付にて「芝浦グループ行動基準」を改訂し、反社会的勢力による事業活動への関与の拒絶を明記するとともに、これに基づく体制を次のとおり定めております。

(1) 統制環境の整備

当社は、全役員ならびに全従業員が「何をすべきか」また「何をしてはいけないのか」を明確に記載し、法律、社会規範、倫理等についてのコンプライアンスやリスクマネジメントの根幹をなす「芝浦グループ行動基準」を作成し、実践しておりますが、反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶について全役員ならびに関係会社を含む全従業員に徹底すべく、2007年４月１日付にて「芝浦グループ行動基準」の改訂を行いました。

また、当社グループの資材取引基本契約書においても、反社会的勢力との取引を行わない旨の条項を追加することにより、日常の事業活動における、反社会的勢力との関わりを未然に防いでおります。

なお、反社会的勢力対応の専門部署は、当社リスク管理体制の統括部門である法務部門と定めております。

(2) リスク認識の徹底及び統制活動の推進

当社は、「芝浦グループ行動基準」に反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を明記することにより、反社会的勢力に関与することのリスク認識を明確にしております。また、「芝浦グループ行動基準」ならびに反社会的勢力への対応要領等をグループ内ホームページに掲載し、関係会社を含む全役員、全従業員が常に閲覧可能な環境を整え、かつ法務部門による定期的な教育を継続して実施すること等により、反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶徹底を図っております。さらに、「芝浦グループ行動基準」を含む規程が遵守されるべく、入社時には誓約書を取得し、違反者に対しては懲戒処分が行える旨の規定を定めております。

(3) 外部との関係構築及び内部への情報伝達体制

当社は、地域警察、顧問弁護士、神奈川県企業防衛対策協議会等の外部機関との連絡窓口を定め、随時情報交換に努める等日々関係の緊密化を図っております。また、これらの外部機関から得られた情報、ならびに当社または関係会社に対する反社会的勢力の接触があった場合にはその内容及び対応状況等の情報を、担当部門である法務部門から通知、グループ内ホームページへの掲載等を行うことで、内部への周知徹底を図っております。このように社内外双方の情報交換を充実させることにより、反社会的勢力からの接触に適時適切に対応できる体制を構築しております。

(4) モニタリング活動

当社は、構築した内部統制システムの円滑な運用を図り、当該運用を監理する責任者としてＣＲＯ（Chief Risk-Compliance Management Officer）を設置するとともに、モニタリングを担当する独立した組織として、経営監査部を設けております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

敵対的買収者への対応につきましては、その買収がステークホルダーの利益になるのか、経営者に敵対的なのか、株主利益を追求しているのかを主に企業価値増大の観点から多角的に検討し、対応に当たっての具体的な方針を、適時適切に株主の皆様に開示致します。

なお、持株比率約40%に当たる安定株主の存在により、敵対的買収者が単独で特別決議を可決させることはできないため、現時点で具体的な防衛策を事前に整えることは考えておりませんが、平時での対応と致しましては、株価向上に向けた取り組み、株主への適切な利益還元、株主の安定化に努めております。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当する親会社等はございません。

10. 特定完全子会社に関する事項

該当する特定完全子会社はございません。

11. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、

①配当につきましては、業績に裏付けられた配当を維持していくことを基本方針とし、連結配当性向25%程度を目標としております。その実施につきましては、当該期及び今後の業績を勘案して総合的に決定することとしております。

②内部留保につきましては、将来に向けた新技術の開発や今後の事業拡大のための設備投資と研究開発等に有効活用し、さらなる経営基盤の強化と収益力の向上に注力してまいります。

③自己株式の取得も株主の皆様への利益還元施策の一つであると考えております。その実施に当たっては、当該期及び今後の業績のほか、株価の推移、今後の事業運営における自己株式の必要性等を勘案し、適時判断を行うこととしております。

（注） 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（単位 百万円）

区分	当連結会計年度 (2016年３月31日現在)	前連結会計年度（ご参考） (2015年３月31日現在)
資産の部		
流動資産	**43,797**	**42,217**
現金及び預金	7,026	4,213
受取手形及び売掛金	29,492	30,567
電子記録債権	673	322
商品及び製品	1,363	1,440
仕掛品	2,404	3,149
原材料及び貯蔵品	184	159
繰延税金資産	573	648
未収入金	1,324	1,221
その他	778	532
貸倒引当金	△ 23	△ 37
固定資産	**12,455**	**12,502**
有形固定資産	**11,292**	**11,203**
建物及び構築物	9,161	9,567
機械装置及び運搬具	1,466	775
工具、器具及び備品	128	105
土地	119	119
リース資産	82	110
建設仮勘定	334	525
無形固定資産	**502**	**564**
特許権	344	362
その他	158	201
投資その他の資産	**660**	**734**
投資有価証券	113	125
長期前払費用	6	6
繰延税金資産	155	217
その他	386	386
貸倒引当金	△ 1	△ 1
資産合計	**56,253**	**54,720**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（単位 百万円）

区　　分	当連結会計年度 (2016年３月31日現在)	前連結会計年度（ご参考） (2015年３月31日現在)
負 債 の 部		
流動負債	**23,273**	**23,146**
支払手形及び買掛金	12,330	12,618
短期借入金	5,540	5,720
１年内返済予定の長期借入金	―	700
リース債務	36	39
未払費用	3,252	2,813
未払法人税等	243	205
前受金	1,278	542
役員賞与引当金	28	23
受注損失引当金	―	21
その他	563	463
固定負債	**17,304**	**15,515**
長期借入金	6,500	5,800
リース債務	55	83
長期未払金	4	4
退職給付に係る負債	7,291	6,134
役員退職慰労引当金	7	11
修繕引当金	333	373
資産除去債務	34	34
長期預り保証金	3,076	3,072
負債合計	**40,578**	**38,662**
純資産の部		
株主資本	**17,128**	**16,534**
資本金	**6,761**	**6,761**
資本剰余金	**9,107**	**9,107**
利益剰余金	**2,981**	**2,386**
自己株式	**△ 1,722**	**△ 1,721**
その他の包括利益累計額	**△ 1,453**	**△ 476**
その他有価証券評価差額金	**21**	**32**
為替換算調整勘定	**342**	**401**
退職給付に係る調整累計額	**△ 1,817**	**△ 910**
純資産合計	**15,675**	**16,057**
負債純資産合計	**56,253**	**54,720**

連結損益計算書

（単位 百万円）

区分	当連結会計年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）		前連結会計年度（ご参考）（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）	
売上高		45,549		43,799
売上原価		35,292		34,387
売上総利益		10,257		9,411
販売費及び一般管理費		8,965		8,390
営業利益		1,291		1,021
営業外収益				
受取利息及び受取配当金	12		14	
デリバティブ評価益	217		—	
為替差益	—		364	
保険解約返戻金	—		16	
その他	67	298	98	493
営業外費用				
支払利息	144		150	
為替差損	155		—	
デリバティブ評価損	—		164	
その他	116	416	62	377
経常利益		1,173		1,138
特別損失				
事業構造改善費用	—		92	
環境対策費	—	—	71	164
税金等調整前当期純利益		1,173		973
法人税、住民税及び事業税	290		203	
法人税等調整額	139	429	72	276
当期純利益		743		697
親会社株主に帰属する当期純利益		743		697

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2015年４月１日
至　2016年３月31日）

（単位 百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2015年４月１日残高	6,761	9,107	2,386	△ 1,721	16,534
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 148		△ 148
親会社株主に帰属する当期純利益			743		743
自己株式の取得				△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					―
連結会計年度中の変動額合計	―	―	594	△ 1	593
2016年３月31日残高	6,761	9,107	2,981	△ 1,722	17,128

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2015年４月１日残高	32	401	△ 910	△ 476	16,057
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 148
親会社株主に帰属する当期純利益					743
自己株式の取得					△ 1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 10	△ 58	△ 907	△ 976	△ 976
連結会計年度中の変動額合計	△ 10	△ 58	△ 907	△ 976	△ 382
2016年３月31日残高	21	342	△ 1,817	△ 1,453	15,675

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

Ⅰ　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1.　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数　　8社

連結子会社の名称　芝浦エレテック㈱、芝浦自販機㈱、芝浦プレシジョン㈱、芝浦エンジニアリング㈱、芝浦ハイテック㈱、台湾芝浦先進科技㈱、韓国芝浦メカトロニクス㈱、芝浦機電（上海）有限公司

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称　芝浦テクノロジーインターナショナルコーポレーション

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社合計の総資産、売上高、純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので連結の範囲から除いております。

2.　持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（芝浦テクノロジーインターナショナルコーポレーション）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除いております。

3.　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、台湾芝浦先進科技㈱、韓国芝浦メカトロニクス㈱、芝浦機電（上海）有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4.　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブ

時価法を採用しております。

③たな卸資産

製品、商品及び原材料

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

半製品及び仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、第86期取得の研究開発棟等及び1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

また、在外連結子会社については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	３年～60年
機械装置及び運搬具	２年～17年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、自社利用分のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

③受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金支給に充てるため、内規による必要額を計上しております。

⑤修繕引当金

第86期取得の研究開発棟について、将来実施する修繕に係る支出に備えるため、支出見積額を支出が行われる年度に至るまでの期間に配分計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

①売上高及び売上原価の計上基準

(イ)当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

(ロ)その他の工事

工事完成基準

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外子会社等の期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているので、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息

③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(8) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

5. 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

会計方針の変更

（連結財務諸表に関する会計基準の適用）

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日）を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

Ⅱ　連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　22,864百万円

2. 保証債務　9百万円

当社の従業員の住宅資金借入金に対する債務保証　9百万円

Ⅲ　連結株主資本等変動計算書に関する注記

1.　発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	51,926	―	―	51,926
自己株式				
普通株式（注）	2,519	3	―	2,522

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2015年５月15日取締役会	普通株式	148	3.0	2015年３月31日	2015年６月２日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2016年５月19日取締役会	普通株式	197	利益剰余金	4.0	2016年３月31日	2016年６月６日

3.　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当する事項はございません。

Ⅳ　金融商品に関する注記

1.　金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売上債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2016年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	7,026	7,026	―
(2)受取手形及び売掛金	29,492	29,492	―
(3)電子記録債権	673	673	―
(4)投資有価証券			
その他有価証券	61	61	―
(5)支払手形及び買掛金 (*1)	(12,330)	(12,330)	―
(6)短期借入金 (*1)	(5,540)	(5,540)	―
(7)長期借入金 (*1)	(6,500)	(6,494)	5
(8)長期預り保証金 (*1)	(3,076)	(2,817)	259
(9)デリバティブ取引 (*2)	105	105	―

(*1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金ならびに(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5)支払手形及び買掛金、ならびに(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(9)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8)長期預り保証金

長期預り保証金は、賃貸借契約に基づく敷金保証金であります。時価については、将来のキャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9)デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(7)参照）。また、為替予約取引によるものは、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき時価を算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額52百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

Ⅴ　賃貸等不動産に関する注記

1.　賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、神奈川県横浜市において、他社に賃貸しているオフィスビル（土地を含む。）を有しております。

2.　賃貸不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時　価
5,811	7,028

（注）1.　連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2.　当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

Ⅵ　1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	317円　29銭
1株当たり当期純利益金額	15円　4銭

Ⅶ　重要な後発事象に関する注記

該当する事項はございません。

貸 借 対 照 表

（単位 百万円）

区　　分	当 事 業 年 度 (2016年３月31日現在)	前事業年度（ご参考） (2015年３月31日現在)
資 産 の 部		
流 動 資 産	**37,832**	**36,441**
現 金 及 び 預 金	4,371	2,134
受 取 手 形	4	0
電 子 記 録 債 権	430	322
売 掛 金	26,085	26,872
製 品	539	485
半 製 品	2	2
原 材 料	132	103
仕 掛 品	2,119	3,102
前 払 費 用	479	251
繰 延 税 金 資 産	378	392
関係会社短期貸付金	1,300	1,625
未 収 入 金	1,093	478
未 収 消 費 税 等	924	842
そ の 他	320	216
貸 倒 引 当 金	△ 351	△ 389
固 定 資 産	**12,347**	**12,302**
有 形 固 定 資 産	**10,970**	**10,855**
建 物	8,889	9,263
構 築 物	134	152
機 械 及 び 装 置	1,438	755
工具、器具及び備品	93	72
土 地	68	68
リ ー ス 資 産	12	18
建 設 仮 勘 定	333	525
無 形 固 定 資 産	**444**	**521**
特 許 権	344	362
そ の 他	100	158
投資その他の資産	**932**	**925**
投 資 有 価 証 券	61	73
関係会社株式・出資金	372	372
長 期 前 払 費 用	6	6
繰 延 税 金 資 産	195	186
そ の 他	297	287
貸 倒 引 当 金	△ 0	△ 0
資 産 合 計	**50,180**	**48,744**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（単位 百万円）

区　　分	当事業年度 (2016年３月31日現在)	前事業年度（ご参考） (2015年３月31日現在)
負債の部		
流動負債	**19,113**	**19,236**
支払手形	2,467	3,248
買掛金	7,653	7,405
短期借入金	4,700	4,700
１年内返済予定の長期借入金	―	700
リース債務	5	5
未払金	42	8
未払法人税等	156	144
未払費用	2,940	2,517
前受金	984	367
預り金	32	31
役員賞与引当金	28	23
受注損失引当金	―	21
その他	102	63
固定負債	**14,669**	**13,897**
長期借入金	6,500	5,800
リース債務	6	12
長期未払金	4	4
退職給付引当金	4,726	4,613
修繕引当金	333	373
資産除去債務	21	21
長期預り保証金	3,076	3,072
負債合計	**33,783**	**33,134**
純資産の部		
株主資本	**16,375**	**15,579**
資本金	**6,761**	**6,761**
資本剰余金	**9,107**	**9,107**
資本準備金	6,939	6,939
その他資本剰余金	2,168	2,168
利益剰余金	**2,228**	**1,431**
利益準備金	353	353
その他利益剰余金	1,875	1,078
繰越利益剰余金	1,875	1,078
自己株式	**△ 1,722**	**△ 1,721**
評価・換算差額等	**20**	**31**
その他有価証券評価差額金	**20**	**31**
純資産合計	**16,396**	**15,610**
負債純資産合計	**50,180**	**48,744**

損　益　計　算　書

（単位 百万円）

区　　分	当事業年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）		前事業年度（ご参考）（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）	
売上高		35,365		34,122
売上原価		28,469		27,712
売上総利益		6,896		6,409
販売費及び一般管理費		6,809		6,309
営業利益		86		100
営業外収益				
受取利息及び受取配当金	668		171	
受取賃貸料	118		114	
技術指導料	114		103	
経営指導料	360		349	
デリバティブ評価益	227		—	
為替差益	—		365	
貸倒引当金戻入額	26		158	
その他	23	1,540	69	1,333
営業外費用				
支払利息	135		140	
デリバティブ評価損	—		172	
為替差損	174		—	
賃貸費用	108		112	
その他	117	535	60	485
経常利益		1,092		948
特別損失				
事業構造改善費用	—		103	
環境対策費	—	—	71	175
税引前当期純利益		1,092		772
法人税、住民税及び事業税	139		31	
法人税等調整額	6	146	105	136
当期純利益		945		635

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2015年４月１日
至　2016年３月31日）

（単位 百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2015年４月１日残高	6,761	6,939	2,168	9,107	353	1,078	1,431	△ 1,721	15,579
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△ 148	△ 148		△ 148
当期純利益						945	945		945
自己株式の取得								△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	797	797	△ 1	796
2016年３月31日残高	6,761	6,939	2,168	9,107	353	1,875	2,228	△ 1,722	16,375

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2015年４月１日残高	31	31	15,610
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 148
当期純利益			945
自己株式の取得			△ 1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 10	△ 10	△ 10
事業年度中の変動額合計	△ 10	△ 10	786
2016年３月31日残高	20	20	16,396

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.　資産等の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産

①製品、商品及び原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②半製品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2.　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、第86期取得の研究開発棟等及び1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～50年
機械及び装置	2年～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、自社利用分のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 修繕引当金
第86期取得の研究開発棟について、将来実施する修繕に係る支出に備えるため、支出見積額を支出が行われる年度に至るまでの期間に配分計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準
売上高及び売上原価の計上基準
①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
②その他の工事
工事完成基準

5. ヘッジ会計の方法
(1) ヘッジ会計の方法
金利スワップについては特例処理の要件を満たしているので、特例処理を採用しております。
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金の利息
(3) ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
(4) ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
(1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
(2) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。
(3) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

Ⅱ 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	21,929百万円
2. 保証債務	9百万円
当社の従業員の住宅資金借入金に対する債務保証	9百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	1,107百万円
長期金銭債権	―
短期金銭債務	994百万円
長期金銭債務	3,034百万円

Ⅲ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	5,213百万円
仕入高	5,149百万円
営業取引以外の取引高	1,890百万円

Ⅳ　株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普　通　株　式	2,519	3	―	2,522

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

Ⅴ　税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,455百万円
未払賞与	228百万円
修繕引当金	69百万円
未払事業税	22百万円
未払社会保険料	38百万円
繰越欠損金	640百万円
その他	1,826百万円
繰延税金資産小計	4,281百万円
評価性引当額	△3,704百万円
繰延税金資産合計	576百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△　3百万円
繰延税金負債小計	△　3百万円
繰延税金資産の純額	573百万円

2. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号) 及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号) が2016年３月29日に国会で成立し、2016年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から2016年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8%に、2017年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、31.1%に、2018年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.8%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は24百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が2016年４月１日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額に、2017年４月１日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額に、2018年４月１日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は６百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

Ⅵ　関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属　性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
その他の関係会社	㈱東芝	(被所有)直接38.5%間接 0.6%	当社が半導体製造装置等を製造販売及び建物等を賃貸	半導体製造装置等販売及び建物等の賃貸	3,880	売掛金 未収入金 前払費用 前受金 長期預り保証金	300 0 0 176 3,034
				原材料の購入他	279	買掛金 未払金 未払費用	129 14 22
子会社	芝浦エレテック㈱	(所有)直接100.0%	当社に対し役務を提供	経営指導料 受取配当金	279 350	未収入金	425
子会社	芝浦自販機㈱	(所有)直接100.0%	土地等を賃貸	資金の貸付	800	関係会社短期貸付金	800
子会社	芝浦プレシジョン㈱	(所有)直接100.0%	当社に対し部品の製造販売及び役務を提供	資金の貸付	450	関係会社短期貸付金	450

(注)　取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針

(1) 半導体製造装置等の販売については、注文生産のため、仕様により、その都度見積額を勘案して当社希望価格を提示し、一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 建物等の賃貸については、近隣の取引実勢及び賃貸原価を勘案のうえ、両者の協議に基づいて決定しております。

(3) 芝浦エレテック㈱に対する経営指導料は、売上高に基づいて合理的に算出しております。

(4) 芝浦自販機㈱、芝浦プレシジョン㈱に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

Ⅶ　1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	331円　89銭
1株当たり当期純利益金額	19円　15銭

Ⅷ　重要な後発事象に関する注記

該当する事項はございません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

謄　本

独立監査人の監査報告書

2016年５月12日

芝浦メカトロニクス株式会社
　取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 毛　利　篤　雄　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 中　井　清　二　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、芝浦メカトロニクス株式会社の2015年４月１日から2016年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、芝浦メカトロニクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人監査報告書

謄　本

独立監査人の監査報告書

2016年５月12日

芝浦メカトロニクス株式会社
　取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 毛　利　篤　雄　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 中　井　清　二　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、芝浦メカトロニクス株式会社の2015年４月１日から2016年３月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書

謄　本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2015年４月１日から2016年３月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年５月19日

芝浦メカトロニクス株式会社監査役会

常勤監査役 大 和 康 彦 ㊞

監 査 役 内 田 和 政 ㊞

監 査 役 石 川 信 清 ㊞

（注） 監査役 内田和政及び監査役 石川信清は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以 上

■株主メモ

事業年度	：	4月1日から翌年の3月31日まで
基準日	：	定時株主総会の議決権　3月31日 期末配当金　3月31日 中間配当金　9月30日 その他　予め公告する日時
定時株主総会	：	6月
公告方法	：	電子公告（http://www.shibaura.co.jp/）または東京都において発行する日本経済新聞
株主名簿管理人	：	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	：	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	：	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
電話照会先	：	電話　0120-782-031（フリーダイヤル） 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。

・住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

・未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

VEGETABLE OIL INK